

天皇の代替わりをめぐる

— 比較憲法の視点から —

岡田 順太

はじめに¹⁾

本稿では、「代替わり」（天皇の生前退位ないし譲位²⁾）の法的意義と、今般の代替わりにあたっての制度形成をめぐる諸問題について比較憲法の観点から検討する。まず、「譲位」制度に関して、君主制各国の状況を概観し、日本の歴史的な譲位の記録を振り返りつつ、近代立憲主義に基づく明治からの憲法体制において「譲位」が退けられた経緯、そして、今日の日本国憲法において「譲位」がどう捉えられるべきかについて、法体系の特性に着目しつつ概説していく。その上で、君主国の中でも立憲主義国における「譲位」のあり方について検討し、それらを踏まえて、一連の譲位をめぐる表れてきた諸課題の分析を行いつつ、今後の天皇と天皇制の行方について憲法的視点から論じていきたい。

なお、「天皇」という場合、その有する言葉の多義性と言葉が持つイメージの複層性とがあり、しばしば議論を混乱させる要因となるが、本稿で扱うのは、あくまでも日本国憲法との関係で、憲法及び関係法令が規定する「天皇」という国家機関一すなわち、国会、内閣、裁判所と並ぶ憲法によって規定される機関一に関する制度（天皇制）についてであり、条文から読み取れる天皇制の構造を分析することが主眼となる。従って、天皇の地位にある個人の人柄や行動、歴史上の天皇、あるいは、皇室の家長としての天皇については、必要な範囲で参照することはあっても、それ自体について検討することを目的とするものではない。

-
- 1) 本稿は、2018年12月8日に開催された熊本学園大学付属海外事情研究所 2018年度第2回研究会における報告原稿に加筆修正を行ったものである。研究会報告及び所報への投稿にあたり御配慮頂いた向井洋子先生はじめ海外事情研究所関係の方々にご場を借りて御礼申し上げたい。
 - 2) 譲位または「遜位」ともいう。天皇から見て「譲国（みくにゆづり）」、皇嗣から見て「受禪」となる。本稿では、譲位の語を用いることを基本とするが、文脈により他の適当な語を充てる場合がある。

1. 世界の「君主制」国家と譲位の事例

まず、世界の君主制各国において見られる近年の譲位の事例について概観する。なお、ここで君主制とは、世襲により主権国家の首長の地位または資格を継承する国家の仕組みをいうこととする³⁾。また、首長の名称は、天皇、国王・女王、スルタン、大公・公 (Landesfürst, Prince regnant) など様々であるが、上記の定義に該当する国家の仕組みを有している国を君主制国家と呼ぶ。従って、例えば、パチカン市国のように、限定された身分の者から選挙によって首長を選出するという制度 (ecclesiastical elective monarchy) を「選挙君主制」と呼んで君主制に数えることができるが、世襲という点で該当しないため除外される⁴⁾。ただし、マレーシア、カンボジア及びサモアのように、選挙で国の首長を選出するものの、被選挙権者が限られた家系に属する者に限定されている場合は、世襲の要素があるので、ここに含めることとする。さらに、アラブ首長国連邦の元首は大統領 (President) であるが、7つの首長国は世襲の絶対君主制であり、大統領はアブダビ首長、副大統領はドバイ首長が就任する慣例があるので、君主制に含めている。なお、サウジアラビアは国王選出にあたって選挙を行わないので選挙君主制とは呼べないが、法による王位継承の定めがなく、アブドゥルアジーズ初代国王の子孫が委員を務める忠誠委員会 (Allegiance Council) の同意が必要となるという意味で選挙的要素が残る君主制といえる。サモアもオ・レ・アオ・オ・レ・マーロー (O le Ao o le Mālō) と呼ばれる国家元首を選挙で決定するが、特定の4家の首長から選ぶこととなっており、これも君主制に含める。

他方で、カナダやオーストラリアのような他国の君主を君主にしている国はここで除外する。アンドラ公国も、スペイン・カタルーニャ州のウルヘル司教 (Bishop of Seu d'Urgell) 及びフォア伯爵を共同元首とする体制が1278年の宗主契約によって確立されており、その点で君主制に位置づけられるが、フォア伯爵の末裔であるエンリケ3世がアンリ4世としてフランス国王になったことを継承して、今日ではフランス大統領がウルヘル司教と共同元首の地位に置かれており、世襲の要素は失われたものとして除外する。

3) 主権者が一人か複数かで、君主制か共和制かを区分するものとして、榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』(有信堂、1972年) 11頁。この分類によれば、フランス1791年憲法は「共和國的君主制度の憲法」と称しうる。同上30頁。

4) 君主制度の分類としては、世襲君主制と選挙君主制、専制君主制と立憲君主制(制限君主制)という二つの分類が一般的である。これに対し、「今日の君主制度は、王位継承の様式よりこれをみれば、ほとんど例外なく世襲君主制度を原則的に採用しており、また、君主の国権発動の様式よりこれをみれば、ごくわずかな国家に専制君主制度の残滓を発見しうるほか、ほとんどすべての君主国が制限政体を採用している」として、上記分類だけでは不十分で実益がないとの指摘もある。同上35頁。

この他、例えば、フランス領ウォリス・フツナには3つの王国の国王がいるが、国家主権のないフランス領であり、元首をフランス共和国大統領としているので、こうした地域も除外する。

以上のようにして、現在、世界で君主制を採用している国の数を確定していくと、アジアでは、日本、タイ、カンボジア、ブータン、マレーシア、ブルネイの6カ国、ヨーロッパでは、イギリス、デンマーク、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スペイン、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン、モナコの10カ国、アラブ諸国では、モロッコ、サウジアラビア、ヨルダン、バーレーン、アラブ首長国連邦、カタール、オマーン、クウェートの8カ国、その他でアフリカのレソト、エスワティニ (旧スワジランド)、ポリネシアのトンガ、サモアの4カ国で、計28カ国が該当することになる。これらの国の現況を簡単にまとめると以下の表1の通りとなる。

【表1】君主制各国の概要

| | 国名 | 政体 | 人口 | 職名・君主 | 即位の事情 |
|-----|-----------------|---|---------------------------------|---|--|
| アジア | | | | | |
| ★ | 日本国 | 議会制型立憲君主制 (parliamentary constitutional monarchy) | 126,168,156 (July 2018 est.) | 天皇・徳仁 皇嗣・秋篠宮文仁親王 | 2019/5/1 譲位 (高齢により特例法制定) |
| | タイ王国 | 立憲君主制 ※2014年5月以来、暫定軍事政府 | 68,615,858 (July 2018 est.) | マハー・ワチラロンコン・ボ テイインタラーターパヤワラン クーン国王 (ラーマ10世王) (King WACHIRALONGKON Bodinthrathepphayawarang- kun) | 2016/12/1 先王崩御 (2016/10/13) |
| ★ | カンボジア 王国 | 議会制型立憲君主制 ※2004年王室 関連法に基づく 王室評議会による 選挙君主制 | 16,449,519 (July 2018 est.) | ノロドム・シハモニ国王 (King Norodom SIHAMONI) | 2004/10/29 譲位 (高齢) (10/7に退位表明、 10/14王室評議 会指名) ※憲法上は終身制。 |
| ★ | ブータン 王国 | 立憲君主制 (constitutional monarchy) | 766,397 (July 2018 est.) | ジグミ・ケサル・ナムギャル・ ワンチュク国王 (第5代) (King Jigme Khesar Namgyel WANGCHUCK) | 2006/12/14 譲位 (円滑承継) (12/9勅令) |
| | マレーシア | 連邦議会制型立 憲君主制 (federal parliamentary constitutional monarchy) ※選挙君主制 | 31,809,660 (July 2018 est.) | ムハマド5世第15代国王 (クランタン州スルタン) (King MUHAMMAD V) | 2016/12/13 任期 (10/14統治者会 議で互選・輪番 制, 任期5年) |
| ★ | ブルネイ・ ダルサラーム | 絶対君主制 (外見的立憲君主 制) (absolute monarchy) ※スルタン統治制 (sultanate) | 450,565 (July 2018 est.) | ハサナル・ボルキア国王 (第29代スルタン) (Sultan and Prime Minister Sir HASSANAL Bolkiah) | 1967/10/5 譲位 (英国の内政 干渉への抵抗) |

| ヨーロッパ | | | | | |
|-------|--|---|--|--|--|
| ★ | 英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) | 議会制立憲君主制 (parliamentary constitutional monarchy) ※連邦王国 (a Commonwealth realm) | 65,105,246 (July 2018 est.) | 女王エリザベス二世 (Queen ELIZABETH II) 皇太子チャールズ (Prince CHARLES (son of the queen, born 14 November 1948)) | 1952/2/6 先王崩御 (2代前のエドワード8世は、1936年12月11日法律で退位) |
| | デンマーク王国 | 議会制立憲君主制 | 5,809,502 (July 2018 est.) | マルグレーテ2世女王 (Queen MARGRETHE II) 皇太子フレデリック (elder son of the monarch, born on 26 May 1968) | 1972/1/14 先王崩御 (1953年王位継承法で男子のみから男子優先に) ※譲位は制度上可能。 |
| ★ | ベルギー王国 | 立憲君主制的連邦制議会民主制 (federal parliamentary democracy under a constitutional monarchy) | 11,570,762 (July 2018 est.) | フィリップ国王 (King PHILIPPE) 皇太女エリザベス (Princess ELISABETH (daughter of the monarch, born 25 October 2001)) | 2013/7/21 譲位 (高齢・円滑承継) |
| ★ | オランダ王国 | 議会制立憲民主主義 ※オランダ王国の一部 | 17,151,228 (July 2018 est.) | ウィレム・アレキサンダー国王 (King WILLEM-ALEXANDER) 皇太女カタリナ・アマリア (Princess Catharina-Amalia (daughter of King WILLEM-ALEXANDER, born 7 December 2003)) | 2013/4/30 譲位 (高齢・円滑承継) |
| | ノルウェー王国 | 議会制立憲君主制 | 5,372,191 (July 2018 est.) | ハラルド5世国王 (King HARALD V) 皇太子ホーコン・マグヌス (Prince HAAKON MAGNUS (son of the monarch, born 20 July 1973)) | 1991/1/17 先王崩御 ※譲位は制度上可能。 |
| | スウェーデン王国 | 議会制立憲君主制 | 10,040,995 (July 2018 est.) | カール16世グスタフ国王 (King CARL XVI GUSTAF) 皇太女ヴィクトリア (Princess VICTORIA Ingrid Alice Desiree (daughter of the monarch, born 14 July 1977)) | 1973/9/19 先王崩御 ※譲位は制度上可能 (2011年退位論浮上)。 |
| ★ | スペイン王国 | 議会制立憲君主制 | 49,331,076 (July 2018 est.) | フェリペ6世国王 (King FELIPE VI) 皇太女レオノール (Princess LEONOR, Princess of Asturias (daughter of the monarch, born 31 October 2005)) | 2014/6/19 譲位 (高齢・円滑承継) |
| ★ | ルクセンブルク大公国 (Grand Duchy of Luxembourg) | 立憲君主制 | 605,764 (July 2018 est.) | アンリ大公 (Grand Duke HENRI) 大公世子ギョーム (Prince GUILLAUME (son of the monarch, born 11 November 1981)) | 2000/10/7 譲位 (円滑承継) |
| ★ | リヒテンシュタイン公国 (Principality of Liechtenstein) | 立憲君主制 | 38,547 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | ハンス=アダム2世公爵 (第13代公爵) (Prince HANS-ADAM II 公世子アロイス摂政 (Regent of Liechtenstein Prince ALOIS (son of the monarch, born 11 June 1968)) | 1989/11/13 先公薨去 (1984/8/26に統治権を獲得。2004/8/15に統治権を公世子に付与。) ※公爵位の譲位は家憲13条。 |

| | | | | | |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------|--|---|--|
| | モナコ公国 (Principality of Monaco) | 立憲君主制 | 30,727 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | アルベール 2 世公 (Prince ALBERT II) | 2005/4/6 先公薨去 |
| アラブ諸国 | | | | | |
| | モロッコ王国 | 議会制立憲君主制 | 34,314,130 (July 2018 est.) | モハメッド 6 世国王 (King MOHAMMED VI) | 1999/7/30 先王崩御 |
| | サウジアラビア王国 | 絶対君主制 | 33,091,113 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | サルマン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード国王 (第 7 代国王, 二聖モスクの守護者) (Custodian of the Two Holy Mosques King and Prime Minister SALMAN bin Abd al-Aziz Al Saud) 皇太子ムハンマド・ビン・サルマン (Crown Prince MUHAMMAD BIN SALMAN bin Abd al-Aziz Al Saud (born 31 August 1985)) | 2015/1/23 先王崩御 |
| ★ | ヨルダン・ハシュタット国 | 議会制立憲君主制 | 10,458,413 (July 2018 est.) | アブドッラー 2 世国王 (King ABDALLAH II) 皇太子フセイン (Crown Prince HUSSEIN (born 28 June 1994), eldest son of King ABDALLAH II) | 1999/2/7 先王崩御 ※1952/8/11 譲位。 |
| | バーレーン王国 | 立憲君主制 | 1,442,659 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフエ国王 (初代国王, 第 11 代首長) (King HAMAD bin Isa Al-Khalifa) (Crown Prince SALMAN bin Hamad Al-Khalifa (son of the monarch, born 21 October 1969)) | 1999/3/6 (2002 年 2 月王制移行) |
| | アラブ首長国連邦 | 首長国連邦制 (federation of monarchies) | 9,701,315 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | ハリーフア・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン大統領 (アブダビ首長) (第 2 代大統領) (President KHALIFA bin Zayid Al-Nuhayyan, ruler of Abu Zaby (Abu Dhabi)) | 2004/11/3 先代薨去 (2004/11/4 アブダビ首長就任) |
| ★ | カタール国 | 絶対君主制 (首長制) | 2,363,569 (July 2018 est.) | シェイク・タミーム・ビン・ハマド・アール・サーニ首長 (Amir TAMIM bin Hamad Al Thani) | 2013/6/25 譲位 (円滑継承) (先々代は廃位) |
| | オマーン国 | 絶対君主制 (Sultanate) | 3,494,116 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | カブース・ビン・サイード国王 (Sultan and Prime Minister QABOOS bin Said Al-Said) | 1970/7/23 廃位 (クーデター) |
| ★ | クウェート国 | 立憲君主制 ※首長制 (emirate) | 2,916,467 (July 2017 est.) (July 2018 est.) | シェイク・サバーハ・アル・アハマド・アル・ジャービル・アル・サバーハ首長 (Amir SABAH al-Ahmad al-Jabir al-Sabah (第 15 代首長) 世子ナワフ (Crown Prince NAWAF al-Ahmad al-Jabir al-Sabah (born 25 June 1937))) | 2006/1/29 廃位 (高齢重病) |
| その他 | | | | | |
| | レソト王国 | 議会制立憲君主制 | 1,962,461 (July 2018 est.) | 国王レツィエ三世 (King LETSIE III (第 2 代・4 代国王)) | 1996/2/7 先王崩御 (事故) により復位 (先王廃位, 1990/2 - 1995/2 国王) |

| | | | | |
|---|------------------------------------|-------------------------------|--|--|
| エスワティニ王国 (旧スワジランド王国) | 外見的立憲君主制 | 1,087,200 (July 2018 est.) | 国王ムスワティ三世 (King MSWATI III) | 1986/4/25 先王崩御 (1982/12/22 から 空位・摂政制) |
| トンガ王国 | 立憲君主制 | 106,398 (July 2018 est.) | 国王トゥポウ六世 (King TUPOU VI) | 2012/3/18 先王崩御 |
| サモア独立国 | 議会型共和制 (parliamentary republic) | 201,316 (July 2018 est.) | トゥイアアナ・トゥイマレア イファノ・ヴァアレトア・ス アラウヴィ二世 (第3代国家元 首) (TUMALEALIFANO Va'aletoa Sualauvi II, O le Ao o le Mālō) | 2017/7/21 選挙 (任期5年) |
| <p>※2018年12月1日現在。浜林正夫・土井正興・佐々木隆爾編『世界の君主制』(大月書店, 1990年)190-221頁, 衆議院憲法調査会資料「象徴天皇制に関する基礎的資料」衆憲資13号(2003年)75-78頁, 山田邦夫「諸外国の王位継承制度—各国の憲法規定を中心に」レファレンス656号(2005年)82-100頁, 第4回皇室典範に関する有識者会議(平成17年4月25日)資料3「諸外国における王位継承制度の例」, 山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—近年まで又は現在, 男系継承を原則とする国の事例」レファレンス802号(2017年)1-27頁, 同「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—女系継承を認めてきた国の事例」レファレンス803号(2017年)1-30頁, CIA World Fact Book などをもとに筆者作成。 ※★印は, 各国の君主2世代のうち譲位が行われた国家。 ※継承順位1位の者が明らかでない場合, 「職名・君主」欄に記した。</p> | | | | |

これら28カ国の君主制諸国において、2世代のうちに譲位が見られたのは、アジアでは、日本、カンボジア、ブータン、ブルネイの4カ国、ヨーロッパでは英国、ベルギー、オランダ、スペイン、ルクセンブルク、リヒテンシュタインの計6カ国、アラブ諸国ではヨルダン、カタール、クウェートの3カ国の合計13カ国である。この数字だけで判断するのは難しいが、概して譲位を行うこと自体はそれなりの頻度で行われており、また高齢を理由にした譲位は特異なことではなく、むしろ平穩のうちに君主の地位を継承することが好ましいようにも思われる。もちろん、譲位の要因や各国の制度、政治情勢は様々であるので、一概に評価しがたい面もあるし、より昔の譲位事例にさかのぼって取り上げることも必要であろうが、筆者の能力と本稿の紙幅の限界を超えるため、その点ご容赦願いたい。

ただ、日本の皇室が126代にわたる皇位継承を行ってきたという点で、世界的にも貴重な存在であることからして、そこにおける天皇の譲位について、歴史的な観点から眺めておく必要もあると思われる。そして、それを踏まえて、現行の日本国憲法が「譲位」制度についてどのような態度をとっているのかについても検討してみたい。

2. 日本国憲法と「譲位」制度

(1) 歴史上の譲位

日本国憲法2条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定し、天皇の地位は世襲であること以外、皇室典範の制定というかたちで国会が自由に制度設計できることとしている。もちろ

ん、日本における天皇の存在は、歴史的な意義を有しており、それを完全に無視した制度設計はできない。

そこで、今般の譲位を除く天皇の歴史を紐解けば、35代の皇極天皇から119代の光格天皇まで58例の譲位が確認できる。もっともこれは先般、政府がまとめた資料によるものであり⁵⁾、史料解釈によって人数は変わってくる。明治11(1878)年に元老院が出版した『旧典類纂 皇位継承編』には、26代の継体天皇が病によって「譲位セシコト瞭然タリ」として、初めての譲位の事例としている⁶⁾。また、ここでは^{こうみょう}光明天皇、後光厳天皇、後円融天皇といった北朝の天皇も含まれていた。他方、昭和14(1939)年に帝國学士院が発行した『帝室制度史』では、皇極天皇を初の譲位事例として57例が挙げられているが⁷⁾、北朝の天皇や99代後龜山天皇は含まれていない。これらの微妙な齟齬について、歴史学者ではないので詳らかに論じられないが、ひとえに譲位といっても、その定義の仕方、基準の立て方で理解が変わるものなのである。

譲位の理由としては、概ね①疾病によるもの、②衰老によるもの、③皇太子が成長したことによるもの、④天災によるもの、⑤政治の諸事情によるもの、⑥廃位されたもの、⑦分類が困難なものが挙げられる。譲位を行った天皇を理由別にまとめると次の表2の通りとなる。

【表2】過去の天皇の譲位事例

| 代 | 追号 | 在位 | 典拠 |
|-----------|--------|-----------|-----------------------------|
| ① 疾病によるもの | | | |
| 26 | 継体天皇 | 507?-531? | 安閑天皇紀首條 |
| 41 | 持統天皇 | 690-697 | 持統天皇紀首條 |
| 49 | 光仁天皇 | 709-781 | 光仁天皇紀 |
| 51 | 平城天皇 | 806-809 | 平城天皇紀 |
| 52 | 嵯峨天皇 | 809-823 | 国史大系日本紀略 |
| 53 | 淳和天皇 | 823-833 | 仁明天皇紀首條 |
| 56 | 清和天皇 | 858-876 | 清和天皇紀 |
| 60 | 醍醐天皇 | 897-930 | 国史大系日本紀略 |
| 63 | 冷泉天皇 | 967-969 | 栄花物語月宴, 神皇正統記中巻 |
| 64 | 円融天皇 | 969-984 | 栄花物語花山 |
| 66 | 一條天皇 | 986-1011 | 栄花物語石蔭, 日本紀略 |
| 67 | 三條天皇 | 1011-1016 | 栄花物語玉のむら菊, 日本紀略 |
| 68 | 後一條天皇★ | 1016-1036 | 栄花物語きるはわびしと嘆く女房, 日本紀略 ★如在の儀 |

5) 第2回天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議(平成28年10月27日)参考資料4。

6) 元老院『旧典類纂 皇位継承編』(1878年)8巻1頁。

7) 帝國学士院『帝室制度史第3巻』(帝國学士院、1939年)444-447頁。継体天皇の譲位については、継体天皇紀に記載がないことなどを理由として「譲位の初例と為すは、恐らくは當らず」(同上437頁)としている。前掲注5)参考資料4と異なり、99代後龜山天皇が含まれていない。

| | | | |
|-------------------|--------|-----------|-------------------------------|
| 69 | 後朱雀天皇 | 1036-1045 | 栄花物語根合, 扶桑略記巻 28 |
| 71 | 後三條天皇 | 1068-1072 | 栄花物語松のしづ枝 |
| 78 | 二條天皇 | 1158-1165 | 百練鈔巻 7, 続世継物語 |
| 80 | 高倉天皇 | 1168-1180 | 玉海, 吉記 |
| 86 | 後堀河天皇 | 1221-1232 | 増鏡巻 2 |
| 96 | 後醍醐天皇 | 1318-1339 | 神皇正統記下巻, 細々要記巻 3, 太平記巻 21 |
| ② 衰老によるもの | | | |
| 43 | 元明天皇 | 707-715 | 元明天皇紀 |
| 49 | 光仁天皇 | (再掲) | 光仁天皇紀 |
| 106 | 正親町天皇 | 1557-1586 | 池の藻屑巻 13 |
| ③ 皇太子が成長したことによるもの | | | |
| 44 | 元正天皇 | 715-724 | 元正天皇紀, 聖武天皇紀 |
| ④ 天災によるもの | | | |
| 56 | 清和天皇 | (再掲) | 清和天皇紀 |
| 59 | 宇多天皇 | 887-897 | 日本紀略 |
| 61 | 朱雀天皇 | 930-946 | 日本紀略, 神皇正統記中巻 |
| 67 | 三條天皇 | (再掲) | 日本紀略, 栄花物語玉のむら菊 |
| 83 | 土御門天皇 | 1198-1210 | 官槐記, 百練鈔, 増鏡 |
| 86 | 後堀河天皇 | (再掲) | 百練鈔, 増鏡 |
| 90 | 龜山天皇 | 1259-1274 | 増鏡 |
| 102 | 後花園天皇 | 1428-1464 | 池の藻屑巻 9・10 |
| 111 | 後西天皇 | 1654-1663 | 野史巻 12, 十三朝紀聞巻 2 |
| 113 | 東山天皇 | 1687-1709 | 槐記後集巻 5, 皇統御譜, 野史巻 14 |
| ⑤ 政治の諸事情によるもの | | | |
| 45 | 聖武天皇 | 724-749 | 聖武天皇紀 |
| 46 | 孝謙天皇 | 749-758 | 淳仁天皇紀 |
| 64 | 円融天皇 | (再掲) | 栄花物語花山 |
| 72 | 白河天皇 | 1072-1086 | 栄花物語紫野 |
| 74 | 鳥羽天皇 | 1107-1123 | 法性寺関白忠通公記 |
| 77 | 後白河天皇 | 1155-1158 | 続世継物語, 愚管鈔巻 5 |
| 80 | 高倉天皇 | (再掲) | 吉記 |
| 82 | 後鳥羽天皇 | 1183-1198 | 増鏡, 玉海, 愚管鈔巻 6 |
| 88 | 後嵯峨天皇 | 1242-1246 | 増鏡, 神皇正統記下巻 |
| 90 | 龜山天皇 | (再掲) | 北條九代記巻 10 |
| 92 | 伏見天皇 | 1287-1298 | 神皇正統記下巻 |
| 99 | 後龜山天皇 | 1383-1392 | 南方紀伝, 足利治乱記巻 2, 残桜記上巻, 続神皇正統記 |
| 北 2 | 光明天皇※ | | 園太暦 |
| 北 4 | 後光厳天皇※ | | 後深心院関白記, 続神皇正統記, 椿葉記 |
| 北 5 | 後円融天皇※ | | 続神皇正統記 |
| 100 | 後小松天皇 | 1382-1412 | 椿葉記, 池の藻屑巻 8 |
| 102 | 後花園天皇 | (再掲) | 山賤の記 |
| 107 | 後陽成天皇 | 1586-1611 | 武徳編年集成巻 58, 野史巻 8 |

| | | | |
|---|--------|-----------|------------------|
| 108 | 後水尾天皇 | 1611-1629 | 歴代帝王譜略, 十三朝紀聞卷 1 |
| 109 | 明正天皇 | 1629-1643 | 寛永廿年天皇踐祚 |
| 112 | 霊元天皇 | 1663-1687 | 野史卷 12, 十三朝紀聞卷 3 |
| 114 | 中御門天皇 | 1709-1753 | 皇統御譜, 野史卷 15 |
| 115 | 桜町天皇 | 1735-1747 | 十三朝紀聞卷 4 |
| 117 | 後桜町天皇 | 1762-1770 | 野史卷 18 |
| 119 | 光格天皇 | 1779-1817 | 野史卷 20, 皇統御譜 |
| ⑥ 廃位されたもの | | | |
| 47 | 淳仁天皇 | 758-764 | |
| 57 | 陽成天皇 | 876-884 | |
| 65 | 花山天皇 | 986-1011 | |
| 85 | 仲恭天皇 | 1221 | |
| ⑦ その他分類されていないもの | | | |
| 35 | 皇極天皇 | 642-645 | |
| 54 | 仁明天皇★ | 833-850 | ★如在の儀? |
| 70 | 後冷泉天皇★ | 1045-1068 | ★如在の儀 |
| 73 | 堀河天皇★ | 1087-1107 | ★如在の儀 |
| 75 | 崇徳天皇 | 1123-1141 | |
| 79 | 六条天皇 | 1165-1168 | |
| 84 | 順徳天皇 | 1210-1221 | |
| 89 | 後深草天皇 | 1246-1259 | |
| 91 | 後宇多天皇 | 1274-1287 | |
| 93 | 後伏見天皇 | 1298-1301 | |
| 95 | 花園天皇 | 1308-1318 | |
| 98 | 長慶天皇 | 1368-1383 | |
| ※政府の「有識者会議資料」(脚注 5), 『旧典類纂 皇位継承編』(同 6), 『皇室制度史』(同 7), 笠原英彦『歴代天皇総覧—皇位はどう継承されたか』(中央公論社, 2001 年) などをもとに筆者作成。 ※網掛け部分は, 政府の「有識者会議」資料に掲載されていない譲位例。★印は如在の儀による譲位例。 | | | |

いずれにしても, 歴史的にみれば, 天皇の地位の継承は, 天皇の崩御によるよりもむしろ譲位によることを常例とするようになったとされている⁸⁾。室町時代には崩御による踐祚の例も多いが⁹⁾, これは宮中の財政が逼迫し, 多額の経費を伴う譲位の儀式ができないためであって, 例えば, 1500(明應 9)年, 後土御門天皇崩御にあたり, 譲位の儀がないことを「無念之事也」(和長卿記 9 月 28 日), 「凡珍事也」(後法興院記 9 月 29 日)とする記録がある。また, 如在の儀^{によぎ}といって, 天皇が崩御した後にもかかわらず, 新天皇が譲位されたかのようにして皇位に就くといった方法によって,

8) 帝國学大学院・前掲注 (7) 438 頁。

9) 旧皇室典範 10 条では即位の礼と区別して, 「踐祚」を規定していたが, 現行の皇室典範では踐祚が宗教的なものであるとして法令からは排除されている。野中俊彦・中村陸男・高橋和之・高見勝利『憲法 I (第 5 版)』(有斐閣, 2012 年) 112-113 頁。

崩御による天皇の代替わりを避ける方式もみられる。日本紀略の1036(長元9)年4月17日の条には、後一條天皇崩御の後、後朱雀天皇の踐祚について、「以如在之儀、今日讓位於皇太弟」との記述がある。後の後冷泉天皇崩御の後の後三条天皇、堀河天皇崩御の後の鳥羽天皇においても、踐祚の際に如在の儀を行っている。このことも讓位が常例となっていたことを物語る。

ちなみに、讓位の形式をとるものの、強制的に皇位を去らせるという「廢位」(退位強制)の例もある。奈良時代の淳仁天皇^{じゆんにん}は、先帝の孝謙上皇から退位の詔命を受けて廢位させられ、孝謙上皇が重祚して称徳天皇となった例などがあるが、これは特異なものといえよう。

(2) 近代立憲主義国家の確立と天皇制

このように長年の事実の積重ねによって「讓位」が常例となっていたことがわかる。しかし、明治維新を経て日本が近代国家へと変容を遂げる過程で、従来とは異なる天皇制が構築されたと見るべきであろう。すなわち、従来、慣習や時々^{時々}の政治情勢などに左右されていた皇位継承は皇室典範として明文化され、天皇制における立憲主義が確立したのである。

名称は同一であっても、従来とは本質が異なるという意味で、すでに明治時代を境に天皇を取り巻く状況には断絶があると見る必要がある。もちろん、一から全く異なる仕組みを作ることはできないので、歴史に依拠することは必要となる。しかし、例えば、王政復古の大号令(慶應3年12月9日(1868年1月3日))により、摂政は関白とともに明確に廃止され、その後、1889(明治22)年2月11日に公布された大日本帝国憲法、同日に裁定された旧皇室典範には、摂政が制度化され条文として規定されるが、摂政への就任ができるのは、もっぱら皇太子をはじめとする皇族に限定される(旧典範20・21条)。

周知の通り、それ以前の歴史において摂政の就任要件が皇族に限定されていた訳ではなく、例えば、藤原家から摂政を輩出し、その後も五摂家の貴族が摂政に就任していた。すなわち、摂政という名称は同じでも、制度的には明治を境に断絶していると思われるべきと考えられる。

この点は憲法学説でもあまり留意されないが、大日本帝国憲法の制定前後で皇室制度の「断絶」があることは留意すべきである。ちなみに、現行憲法と大日本帝国憲法との間の「断絶」の存否は、憲法学説でも議論となっているところで、現行の憲法上の天皇の規定について、大日本帝国憲法時代の神権主義的要素を排除し、歴史的な象徴的存在としての天皇を存続させたとする確認説と、日本国憲法制定とともにこれまでの天皇とは異なる象徴天皇制が創設されたとする創設説とが存在する¹⁰⁾。確認説に立てば今上天皇は第126代目の天皇であるが、創設説に立てば昭和天皇が初代で

今上天皇は第3代の「新制天皇 since 1947」という理解となる。もつとも、確認説であっても歴史や伝統に引きずられ過ぎて「国体」観念を呼び起こすことがないように警戒するし、創設説だからといって天皇の歴史から完全に離れた議論になるとも限らない。とはいえ、表面的には継承しているようであっても、その背後にある構造に大きな変更があれば、法的には制度的な断絶と創設が存在するとみるべきであろう。

その意味において、その断絶は大日本帝国憲法と日本国憲法との間よりむしろ明治以前の天皇の存在と明治以降の天皇制との間の方が大きいものと考えられる。それは「宮中」の仕組みを制度として整えて、家憲である皇室典範のもとに置くという「皇室立憲主義」が明治期に確立したことである¹¹⁾。そして、譲位についてもその枠組みで考えなければならない。

旧皇室典範については、その制定過程において天皇の譲位の仕組みも考慮されていたことが明らかになっている¹²⁾。これに異議を唱え、高輪会議において容認論の井上毅を説き伏せ、削除させたのが伊藤博文であったことも周知の事実である(『伊東伯爵家文書』「皇室典範、皇族令、草案談話要録」)。そうした事情を踏まえ、旧典範10条の「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」とあるのは、譲位を否定し、皇位の継承は天皇の崩御のある場合に限るという趣旨であると解される。

これについて、伊藤博文は、神武天皇以来舒明天皇に至る34代には譲位がなく、皇極天皇に始まる譲位の例は、聖武天皇・^{こうにん}光仁天皇に至って常例となったとする。その上で、「其の後権臣の強迫に因り兩統互立を例とするの事あるに至る。而して南北朝の乱亦比に源因せり。本条に踐祚を以て先帝崩御の後に即ち行はるゝ者と定めたるは、上代の恒典に因り中古以来譲位の慣例を改める者なり。」(『皇室典範義解』)と述べる。

史実の有無やその評価は人によって異なるが、いずれにしても、譲位を明確に否定し、それを皇室典範に明記したことが、皇室を中心とする宮中の革命的事件であったことは間違いない。

これはちょうど2004年の国立大学法人設置のようなもので、外観上は変化ないが

- 10) 確認説と創設説は、「宣言的規定説」と「創設的規定説」とも呼ばれる。佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)508頁。
- 11) 国分航士「大正期皇室制度改革と『会議』—帝室制度審議会と『榮典』の再定置」御厨貴編著『天皇の近代—明治150年・平成30年』(千倉書房、2018年)227-259頁は、「そもそも、天皇・皇室制度に『法制化』といったものは馴染むのだろうか。」(228頁)との問題提起のもと、大正後期の位階令審議過程を論じている。政務と宮務をまたぐ問題について、内閣と宮内省がその線引きをめぐる争いを行い、位階令(大正15年勅令325号)として結実する過程が描かれており、立憲政治の実像を知る上で大変興味深い。
- 12) 小島和司『小島和司憲法論集1—明治典型体制の成立』(木鐸社、1988年)61-265頁。なお、これに対する学問的応答を含め、稲田正次『明治憲法成立史の研究』(有斐閣、1979年)254-284頁参照。

法的性質が大きく変化しているのである。国立大学は現在も名称や建物などの見た目は変化なく、また、受験生にとっても国立大学であることには変わらないので、その大学の過去の歴史や伝統を持ち出しても何ら違和感を生じることはない。しかし、設置運営主体が変更になっており、法的にはそこに「断絶」があるとみることができる。同様に、天皇をめぐる「断絶」の議論は、とかく表面的な「上物」に着目して変わったとか変わらないとか議論をしがちであるが、明治以降、皇位継承や有職故実¹³⁾といった事柄が立憲主義の枠に収められ、その運用を近代的官僚機構が担うという点にまずは本質的な「断絶」を見出すべきであろう。

(3) 明治典憲体制から日本国憲法一元体制へ

次に、現在の憲法体制に目を向けてみたい。現行の皇室典範(昭和22年法律3号)においても、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と規定しており、天皇の崩御以外での皇位継承の要件は定められていない。だからといって、譲位が許されない訳ではなく、日本国憲法2条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」としており、世襲以外の要素は国会が法律として定めればよい。この点が、伊藤博文の時代とは大きく異なる。そこで先般、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律63号。以下、「退位特例法」。)が国会によって制定され、その2条で、「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。」と規定し、一代限りでの譲位を認めるに至った訳である。

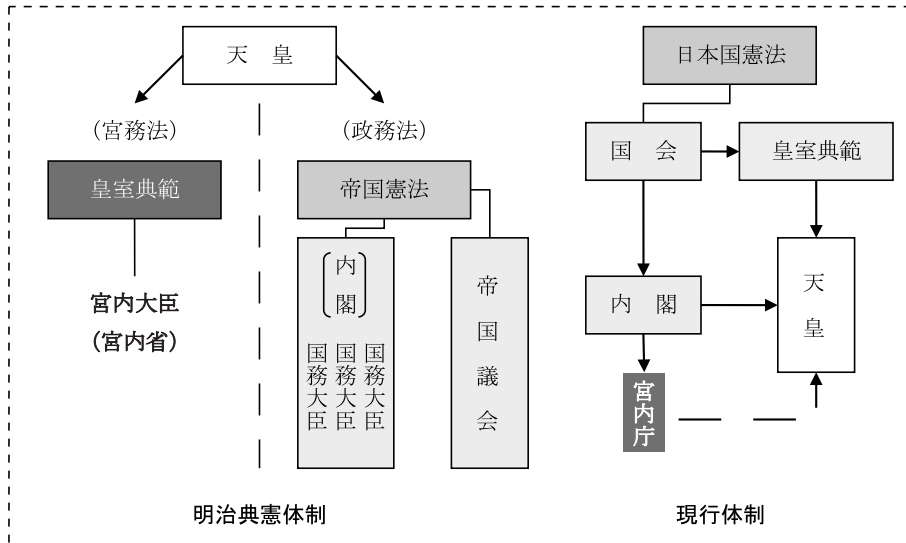
ただ、その際、大日本帝国憲法の時代とは大きく異なる法体系にあることが意外に忘れられがちである。図1にあるように、大日本帝国憲法においては、憲法が政務法、皇室典範が官務法のそれぞれ最高法規であり、双方は異なる法体系として成立していた(典憲体制)。したがって、宮中の事柄は宮内大臣が輔弼すべきもので、政務を担う国務大臣や帝国議会の関与が及ばない領域であった。特に、宮中の事項は予算面・法制面において帝国議会からの干渉を一切受けず、自律した運営が可能になっていた(皇室自律主義)。官務法の領域に民主的統制が及ばないようにする防御壁が築かれていたのである。

これに対し、日本国憲法は政務と官務を通じた唯一の最高法規となり、その2条により皇室典範は国会の制定する法律へと「格下げ」されている。そして、主権者の地位を失った天皇は、皇室典範の定めに従い、内閣の助言と承認のもとで行動する構図に置かれ、宮務事項も内閣の所管となって、宮内庁は内閣の下に置かれる一行政機

13) 古来の先例に依拠した宮中の儀式や法令、慣例、服装などをいう。石村貞吉『有職故実(上・下)』(講談社、1987年)など参照。

関へと変化している。すなわち、宮中の制度構築が、国会・内閣といった民主的政治部門の責任の下で行われるというのが、現行の日本国憲法の意図するところである。したがって、皇室典範という法律の改正を通じて、常時、天皇制のあり方を議論・検討すべき責任が国会・内閣に存するのである。

【図 1】 明治典憲体制との法体系の違い



ところが、天皇の高齢化が問題となることが想定されていたにもかかわらず、また、天皇が退位の意向を内々に示していたにもかかわらず、それに対応すべく議論・検討を怠っていたことが今般の代替わりをめぐる混乱の背景にある。すなわち、憲法上責任を負うべき国会と内閣が、本来の役割を果たさずにいたところ、報道機関の「スクープ」¹⁴⁾ (宮内庁のリーク) を契機とした世論の盛り上がりによって翻弄されるかたちで立法化に動き出したというのが実情であるが、それは図らずも憲法が想定する統治機構と民主的意思決定の機能不全を露呈することになった訳である¹⁵⁾。一般国民の目線からすれば、結果として譲位が行われたとの安堵のみが残るであろうが、憲法外の政治過程の圧力によって、急場しのぎの特例法が制定されるという状況は立憲主義の危機と呼んでもよい事態である。

皇室事項であっても、日頃から、国会や内閣において制度のあり方を考え、制度の

14) 一連の動きをまとめたものとして、NHKのHP参照。

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/japans-emperor/index.html>

15) 御厨貴『『平成』が終わる時を迎えて』御厨貴編著『天皇の近代—明治150年・平成30年』(千倉書房、2018年)330-333頁は、「官邸と宮内庁の政治バトル」を指摘するが、これは内閣の不作為に対する宮内庁のクーデターと呼ぶべきもので、立憲主義の破壊に他ならない。

改善をはかっていく必要があり、それが現行憲法に即した問題対処のあるべき姿といえよう。特に譲位については、特例法（及びそうした対処を先例とする手法）ではなく、恒久的な制度構築が急務である。

3. 立憲主義国における「譲位」のあり方

それでは、今後の譲位の制度設計はどのようなものにすべきであろうか。ここで再び君主制諸国に目を転じ、近時の譲位の例を見ていきたい。

各国の状況について、政府は天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議において、次のような総括的説明をしている。まず、譲位については、憲法に根拠規定を置いている国が多いということである。そして、譲位の要件としては、国王としての役割を果たすことができないといった客観要件を挙げている国が多く、本人の意思を要件としている国は少ない。さらに、実際の譲位の事例においては、その理由として、単に高齢ということのみならず、安定的な王位の継承を挙げているものが多いとしている¹⁶⁾。

以下では、そうした政府の調査資料を参考に¹⁷⁾、表1で既述した2世代のうちで譲位が見られた13か国を分類するが、本稿の問題意識から立憲主義を採用していないという点で、ブルネイ及びカンボジアは除外する。ブルネイの譲位は1984年の英国からの完全独立前の事象であり、かつ外見的には立憲主義を採用しているが、実質的には絶対君主制であるので、参考例としては除外されるべきであろう¹⁸⁾。また、カンボジアでも譲位が行われているが、参考例としては不相当である。これは憲法に国王が終身制であると規定されているにもかかわらず（7条2項）、法律の制定のみでシアヌーク国王が譲位を行ってしまったためである¹⁹⁾。これには違憲の疑いがあるが、カンボジアの場合、フン・セン首相の独裁体制の下で、憲法が立憲主義的に機能していない状況にある²⁰⁾。

16) 第7回天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（平成28年12月14日）議事概要1-4頁。

17) 同上・資料1「海外の主な制度及び事例の概要について」。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu_keigen/dai7/shiryo1.pdf

18) Naimah S Talib, Brunei Darussalam: Royal Absolutism and the Modern State, *Kyoto Review of Southeast Asia*. Issue 13 (March 2013).

<https://kyotoreview.org/issue-13/brunei-darussalam-royal-absolutism-and-the-modern-state/>

19) ちなみに、日本経済新聞（2016年7月14日）は、カンボジアでは憲法改正をして退位をした旨を記載しているが、そのような事実はない。

20) Seth Mydans, Cambodia's New King Dances Into a Land of the Absurd, *New York Times* (OCT. 23, 2004).

<https://www.nytimes.com/2004/10/23/world/asia/cambodias-new-king-dances-into-a-land-of-the-absurd.html>

ちなみに、リヒテンシュタインでも譲位が行われているが、この場合は、憲法が定める統治権のみを摂政となる大公世子に譲りつつ、大公としての爵位は引き続き維持するかたちで行われている²¹⁾。ちょうど明治の典憲体制と同じく政務法と宮務法の二元的な法体系を採用しており、爵位が憲法事項ではなく別次元の「家憲」事項となっているため、そうしたことが可能となっている。その意味で、日本でいう「譲位」とは意味が異なるため、ここでの対象から外すこととする。

そうすると、残りの10か国は、法制度の有無の観点から次の3つのグループに分類しうる。まず、第一が、憲法又は法律により制度化された譲位の例で、オランダ、ルクセンブルク、クウェート、ヨルダン及びカタールが該当する。次に、特別法による譲位の例として、英国及びスペインが該当する。当然、日本もここに入ることになる。そして、その他の分類として、法の根拠のない譲位の例がある。ここには、ブータン及びベルギーが該当する。

こうした各国の事例が我が国の制度設計においても参考になるのは確かである。概して、議会让譲位にあたり、その法的手続や正統性を付与する役割を果たしている点は注目に値する²²⁾。とはいえ、参考例とするには比較対象数が限られてしまう。そこで、譲位例がないものの憲法又は法律による譲位の制度を設けているスウェーデン、デンマーク及びノルウェーも参照していくべきで、予断や偏見による限定を設けずに検討をしていく必要がある。また、こうした場合、むしろ成功例だけでなく失敗例に学ぶという点で、上記で対象から除外した君主制のみならず、過去の君主制国家の事例にも視野を広げて追究していくことが欠かせないと思われる。もっとも、この点については、紙幅の関係もあり、興味深い数例を取り上げるにとどめたい。

いずれにしても、そもそも譲位制度のみを切り離して制度構築を成し得るものではなく、天皇制全体の中での位置づけとともに考察する必要がある。そうした点において、今般の政府の議論は十分であったのか、結論ありきの誘導的な問題設定ではなかったのか、検証すべきである。

4. 「譲位」から考える天皇と天皇制の行方

(1) 憲法と天皇の緊張関係

以上の点を踏まえつつ、譲位を契機とした天皇制のあり方について考えてみたい。

21) リヒテンシュタイン公国政府 HP より。

<https://www.liechtenstein.li/en/country-and-people/state/princely-house-head-of-state/>

22) カタールはクウェートやヨルダンとは異なり、議会に実質的な権力が与えられていないため、君主制と議会との関係で同列に扱うには注意が必要である。Michael Herb, *Princes and Parliament in Arab World*, 58-3 *The Middle East Journal* 383 (2004).

かつて佐藤功は、「君主制という政治制度は、本来、単なる法律学的思惟のみによっては蔽いつくしえない側面をもっている」と述べており、論理と証拠による合理的な判断を得意とする法学的思考では理解に限界があることを示している²³⁾。

その上で、佐藤は次の3点を指摘する。第一は、およそ君主制または君主というものは、感情的・心理的な基礎によって成立している部分が多く、それらは憲法的規定に馴染まないということ。第二は、君主制についての憲法の規定が政治的には意味があり、また、いろいろの思想的残滓を示すものではあっても、法律的には単にフィクションと化していたり、法律的には無意味となっていることがある。しかし、実はそのような規定がそれにもかかわらず設けられていることが何故であるかということ、すなわちそれらのもつ政治的な意味または思想的な残滓こそが注意されるべきということ。第三は、以上と結びついているが、憲法上の規定としては同じであっても、それは時代により国により別の意味をもつことがあるということである。そしてこの第二と第三の点は、特に比較憲法的考察においては重要視されねばならぬ点なのであると言う²⁴⁾。

ただ、憲法学的な方法論としては、そうした考察の前提として、日本国憲法が天皇制を規定する基本的な構造的姿勢について確認しておく必要がある。すなわち、芦部信喜が、「憲法1条の象徴天皇制の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調することにあるというよりも、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調することにある」と述べているように²⁵⁾、憲法と天皇とは緊張関係にあり、それを前提に天皇制が構築されていることに留意しなければならない。

既述の通り、国会や内閣と並ぶ国家機関としての天皇の制度に憲法の関心があり、その地位に就くべき自然人としての天皇そのものについての考慮は条文上当然には働かない。つまり、皇位継承者の確保という文脈で、女性天皇や女系天皇の議論はあるが、究極的には皇統の断絶があっても憲法的には支障がない。その場合、憲法5条の事態として、すなわち天皇が国事行為を行えない場合として、摂政が置かれるだけのことである。

そうした天皇不在の「玉座だけの天皇制」というべき状況は、現段階では思考実験に過ぎないが、理論的にも現実的にも起こり得る事態だということを想定しながら議論すべきなのである。例えば、かつてのスペイン王の家系であったスペイン=ハプスブルクの王統は1700年のカルロス2世を最後に断絶している²⁶⁾。その要因として、

23) 佐藤功『君主制の研究—比較憲法的考察』(日本評論新社、1957年)1頁。

24) 同上58-60頁。

25) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第7版)』(岩波書店、2019年)46頁。

26) これが、スペイン継承戦争の引き金となる。ゲオルク・シュタットミュラー(矢田俊隆解題・丹後杏一訳)『ハプスブルク帝国史—中世から1918年まで』(刀水書房、1989年)79-80頁。

厳格なカトリック教徒であることを婚姻の条件にしたり、血筋の「純潔」を保つために身分が低い家柄の者とは結婚できないことを厳格に守ったりしたことが挙げられる²⁷⁾。そのため、自ずと近親婚が増えていったことが血統を途絶えさせたとも言われている²⁸⁾。現在のフェリペ6世は、フランス=ブルボン家の王統である。

それでも、君主が不在となった後、他から成り手がくれば幸運な方で、1920年から1946年まで存在したハンガリー王国は、当初から国王不在で摂政が国家元首となる「摂政国」であった。従来、オーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ねていたが、第一次世界大戦後、オーストリアが共和国に移行したこともあり、そのような状況が生じた²⁹⁾。また、ドイツ帝国の傀儡政権ではあるが、1916年から1918年まで存在したポーランド王国も摂政国であった³⁰⁾。このように歴史的にも「君主なき君主制」は存在しており、天皇なき天皇制も我が国において可能性が全くないとする主張は根拠を欠くと言わざるを得ないし、制憲者が意図していないとしても起こり得る事態なのである。そうした事態に至った場合、もちろん憲法改正により天皇制を廃すれば別であるが、現行憲法上、天皇が不在になったからといって天皇制がなくなる訳ではない。「玉座だけの天皇制」は、天皇機関説の現代的な究極形態ともいえよう。そうした想定を出発点にしない解釈論は、不徹底と言わざるを得ない。そのように議論の出発点を定めようとして、現行憲法に親和的な天皇像を探っていくことが適切ではないか³¹⁾。

ところで、譲位の制度は継承者あつての仕組みであるが、現状にとらわれない恒久的な制度構築を行うためにも、そのような継承者不足・不在の状況から譲位に関する議論を始める視点が有益であると思われる。そのために、過去に存在した他国の君主制に学ぶことも意義のあることではなからうか。皇位継承者の範囲拡大という点で、女性天皇や女系天皇の議論もあるが、現在の皇族数が限られている以上、継承者不足・不在の状況を根本的に回避することはできない。そこで、現行の皇室典範9条が禁止する養子制度を活用することも一案となりうるが、詳述は他日を期したい。

(2) 君主制の行方

第一次世界大戦では4つの帝国が減び、また最近では2008年にネパールが王制を

27) ブレンダ・ラルフ・ルイス (樺山紘一日本語版監修・中村佐千江訳) 『ダークヒストリー 2 図説ヨーロッパ王室史』(原書房、2010年) 37、174-184頁。

28) 「スペイン・ハプスブルク家、断絶の原因は『近親婚』か 研究結果」AFPBB NEWS (2009年4月16日)。https://www.afpbb.com/articles/-/2592887?pid=4035719

29) パムレーニ・エルヴィン編 (田代文雄・鹿島正裕共訳) 『ハンガリー史2 (増補版)』(恒文社、1990年) 186-189頁。

30) イェジ・ルコフスキ、フベルト・サヴァツキ (河野肇訳) 『ポーランドの歴史』(創土社、2007年) 266-269頁。

31) 例えば、リベラル・ナショナリズムに基づく考察として、栗田佳泰『リベラル・ナショナリズム 憲法学—日本のナショナリズムと文化的少数者の権利』(法律文化社、2020年) 137-150頁。

廃止し、共和制に移行した。こうした君主制の廃止と共和制への移行を歴史的な宿命という「純理論」的にとらえる見解もあるが³²⁾、共和制になった国々は「果たして民主化されたか」というとそうでなく、象徴を失ったそれらの国々は、混乱をきたし、やがて独裁者の出現により民主主義の喪失をみることとなった」との「経験論」から「純理論が必ずしも正しくないことを示している」との見解³³⁾の方が説得力を持つ。少なくとも安定した君主制を維持している国家においては、専制君主制から立憲君主制、さらに議会制型立憲君主制へと発展することで、伝統的権威である君主制と近代的権威である民主制とを両立させ、「国王のジレンマ」³⁴⁾を克服しているように思われる。多くの君主制国家においては、国家元首の名目化と君主の権限の減減が進み、議会制型立憲君主制を実現しており、そこに至れば、もはや君主制と共和制の分類論の意義は減少しているか、ほとんど意味をなさない³⁵⁾。

しかし、仮に君主制から共和制へというある種の発展法則が存在したとしても、法規範によっては統制し得ない社会的影響力の存在は無視できない。オーストリアは、第一次世界大戦後、共和制への移行過程で、「反ハプスブルク法」を制定し、皇帝の廃位と財産の没収、一族の追放を行う。同法は、現在でも一部有効とされ、追放された一族は共和国への忠誠を誓わなければ帰国できない³⁶⁾。しかし、近時、オーストリア皇帝の末裔であるカール＝ハプスブルク・ロートリンゲンにより臣下の礼を受けた聖ゲオルグ騎士団が拡大の動きを見せ³⁷⁾、汎ヨーロッパ主義を標榜しているとされる³⁸⁾。このように、すでに一民間人となっているとはいえ、かつてのハプスブルク帝国とその君主の残像が、現在のヨーロッパが抱える問題を解決する姿として人々を惹き付ける要素があることは否めない。すなわち、長い歴史と伝統を有する君主制にあっては、君主が法的権力を喪失しても、なお法的に統制しがたい社会的影響力が残るのである。

憲法が規定しない天皇の「ご公務」の増大も、そうした社会的影響力の存在を前提にしている。この点は、「玉座だけの天皇制」には実現が難しい事柄であるが、それはすなわちそのような憲法外の機能を積極的に評価して残置するのかどうかという政

32) 赤澤計眞『君主制国家論の歴史的系譜』(近代文藝社、1992年) 223-225頁。

33) 高柳賢三『天皇・憲法第九條』(有紀書房、1963年) 18頁。

34) サミュエル・ハンチントン(内山秀夫訳)『変革期社会の政治秩序(上)』(サイマル出版会、1972年) 183-184頁。

35) 宇野重規「デモクラシーと君主制」水島治郎・君塚直隆編『現代世界の陛下たち—デモクラシーと王室・皇室』(ミネルヴァ書房、2018年) 252頁参照。

36) バーバラ・ジェラヴィッチ(矢田俊隆訳)『近代オーストリアの歴史と文化』(山川出版社、1994年) 245頁。

37) 聖ジョージ騎士団公式HP。https://www.georgsorden.at/?L=1

38) NHK国際報道「ハプスブルク家の騎士団」(2018年11月20日放送)。
https://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2018/11/1120.html

策選択の問題につながる。女性宮家の創設論はそうした問題の一つとして位置付けられる。すなわち、オーストリア=ハプスブルク家の例を見れば、必ずしも「君主」に法的な身分は必要なく、皇統に連なる血筋を有するならば一般国民でもそのように扱われうる。そうならば、宮家という皇室制度の枠組みを拡張せずとも、旧皇族に対して一代貴族としての爵位を付与して「ご公務」にあたらせることも可能だと考えられるのである³⁹⁾。憲法14条3項は、「荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」と規定する。すなわち、国事行為の栄典の授与(憲法7条7号)として特権のない「爵位」を一代に限って与えることは憲法上の問題を生じない。「ご公務」に際して費用が発生するであろうが、それは対価であって特権ではない。もちろん、「授爵」の実質的な決定手続をどのようにするかは検討課題となろうが、わざわざ女性宮家を創設して、配偶者や親族の扱いを含め複雑な制度を設けて維持するよりもはるかに簡便である。

血筋の正統性が有する社会的影響力は、さらに大きな問題をはらむ。仮に女系天皇が法的に実現したとしても、126代の皇統に連なる男系男子が一切存在しないことを確認しなければ、憲法の外に「本来の天皇」が現れ、制度上の「天皇」の正統性の問題が生じてくるおそれがある。歴史上存在したことがない女系天皇を制度化する際には、そうした点も踏まえる必要がある。

(3) 君主制と宗教性

君主の地位には、その始まりから地位の継続・継承まで様々な場面で宗教的要素が顔を見せる⁴⁰⁾。王権神授説のように、王の地位の正統性を宗教的存在である神が担保するというのも、一つの「物語り」であるが、科学や文明が発達した現代では非合理的な要素であって成り立ちえない。その意味で、今後、いかなる国家も君主制を新たに設けることは不可能であり、現行の君主制を有する国家はある種の既得権を有しているといえる。

この点、「玉座だけの天皇制」をも可能にする日本国憲法にとって、君主の宗教性はオプション的機能の一つに過ぎず、むしろ政教分離原則の下、天皇の祭祀大権を否定し、宮中祭祀を私的行為と位置付けることとなる。これを憲法上の機関である摂政が代行することは、法律面でも文化面でも現実的ではない以上、公的行為とすることは困難である。そもそも摂政の要件も皇族に限るとしていないのが現行憲法であって、

39) ここでの話は、海外において“princess”の称号を持って活動することを想定している。おそらく国内においては、そうした称号は不要であろう。

40) イギリスにおいては戴冠式(coronation)にその要素が強く見られる。L.L. Blake, *The Royal Law: Source of our Freedom Today* 61-85 (Shepherd-Walwyn, 2000).

一般国民からの「公選制」とすることも支障ないのである⁴¹⁾。よって、大嘗祭をはじめとする宗教的儀式については、宮廷費よりも内廷費からの支出が望ましいこととなる。ただし、上述の通り、君主の地位に付随する要素としての宗教的特性に鑑みれば、純粹に私的行為と位置付けることも無理がある。さらに言えば、皇室の伝統的行事も含めて、皇室の家長としての天皇の行為という側面からの分析も欠かせない。そうした天皇個人に還元し得ない私的領域については、内閣や宮内庁による何らかの統制・関与が不可欠となろう。その意味において、いわゆる二行為説／三行為説では議論の枠組みとして不十分であり、より詳細な分類⁴²⁾に基づく理論立てが必要となる⁴³⁾。

(4)「代替わり」の制度化に向けて

讓位制度をいかにすべきかという本稿の本題に立ち戻ると、平均寿命が非常に長くなっている今日において、一定の要件を設けた讓位制度の必要性は疑いようもなく、また、そのような制度を設けることで君主制の持続可能性を高めることは諸外国の例を見ても稀有なことではない。もちろん、讓位の前提となる退位の要件をどうするかが課題となるが、これについて、政府の有識者会議では皇室典範改正により一定年齢に達した場合を退位の要件とする議論もなされている⁴⁴⁾。ただ、結局、特例法制定の政治的方針が既定路線となっており、恒久制度化が避けられた経緯がある。だが、多くの公務員に定年制が敷かれているように、年齢で一定の区切りをつけるというのは、制度趣旨からしても客観的かつ合理的である。そこで、近時、定年後に有期の再雇用を行っている例を参考にすれば、例えば、70歳を一応の定年として、嘱託職員のように1年ごとに皇室会議がそれを延長する方法など、考えればいくらかでも方策が出てこよう。

むしろ、今回のような対症療法の特例法では、議論を先送りしただけで、今後、同じような問題が蒸し返されるのは必至である。もし天皇が高齢を理由に讓位しようとしたとき、年の近い皇嗣がそれを受けするのが妥当なのか。そうした事態が生じてから

41) 「摂政公選論」に言及するものとして、植村勝慶「日本国憲法における象徴天皇制度の位置—生前退位問題に関連して」法と民主主義 516号 (2017年) 7-8頁。

42) 例えば、五行為説を主張する園部逸夫『皇室法概論』(第一法規、2002年) 108頁。

43) 原田一明・笠原英彦「象徴天皇制—憲法第1章と皇室典範」大石眞監修=縣公一郎・笠原英彦編著『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか—憲法学・政治学・行政学からのアプローチ』(ミネルヴァ書房、2016年) 48頁は、「これまでの制度運営のなかで、公的行為とされて、一応定着している行為(ここには、私的行為であっても公的性格を有する行為も含まれる)については、明確に憲法典あるいは皇室典範のなかに規定しなおしてゆくことがまずは検討されるべき」として、場当たりの「公人的行為」の「拡大解釈」を戒める。その上で、特に国際親善に関する公務の位置づけの検討が必要との指摘(48-49頁)は重要である。

44) 第9回天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議(平成29年1月23日)資料「今後の検討に向けた論点の整理」8-12頁。

考えるのではなく、想定できることには予め対応策を置いておくべきで、それが法による統治の姿である。

そもそも君主の地位は、血統や個性・伝統から法と民意(議会)・官僚制によって支えられるに至り、安定的な継続的君主制の構築へと結びついたという流れがある。すなわち、宗教や民意と並んで、法が与える譲位の正統性も今日の立憲主義国家においては不可欠の要素である⁴⁵⁾。

譲位というのは、国家にとってのある種「危機状態」である。これを危機対応として、あらゆる事態を想定して法、すなわち皇室典範に規定することが必要で、それを国会と内閣が担うよう、国民が注視することが欠かせない。

おわりに

天皇に関する議論は、論者自身がこうあって欲しいという天皇像に——天皇制廃止論者も含めて——引きずられがちで⁴⁶⁾、理屈では割り切れない要素が多いのは確かである。ただ、憲法条文から論理的に導き出される天皇制としては、「玉座だけの天皇制」が必須の要素であって、自然人としての天皇を含めて、全てがオプションであると考えるのが適切である。それは、現行憲法が統治権から天皇を切り離したこと(憲法4条1項)から生じる帰結といえる。そうした極限状態から憲法の冷徹さを理解した上で、そのオプションをいかに存続させ、演出していくかを考えるべきなのである。その際、比較憲法的な観点から諸外国の君主制の参照・分析を行い、我が国の天皇制を相対的な視点から俯瞰することも欠かせない。そうしたことにより、立憲主義を土台とする天皇制のオプションという「上物」を現状にとらわれることなく描くことができる。

ただ、そうしたオプションの議論について、その任にあたるべき国会及び内閣が十分に機能していないことが、今般の代替わりで明らかになった訳である。確かに、天皇制に関してはセンシティブな問題であり、問題提起すらはばかられる雰囲気がいまだに存在するのは確かである。ならば、そうした議論に最もふさわしい場として皇室典範上の皇室会議に着目すべきではないか。皇室会議が設置された趣旨は、「かなり機微なるものを問題にしなればなりません、そういうことになりますと、一般に開かれておる、しかも多数の人が侃々諤諤の議論を闘わせます所の國會で直接に解決す

45) 王位継承の正統性について、「王は継承権者の資格において王位に即くのではなく、基本法に従うが故に即位できるのである」とし、確立された慣習法が王を創るとするフランスの思想を紹介するものとして、大山正武『『王国の基本法』の形成過程』千葉商大論叢商経篇 19号(1973年) 86-87頁。

46) 横田耕一・西村裕一・岡田順太・植村勝慶「(座談会) 憲法から天皇の生前退位を考える(上) — 日本国憲法、憲法学からみる天皇制度」法学セミナー 745号(2017年) 1頁〔横田耕一発言〕。

ることは、場合によりまして常に好ましくない場面が起つて来るのではなかろうかと思う⁴⁷⁾というように、多数の議員が公開の場で議論する国会に代わり、皇族代表、三権の長及びそれに準じる者で構成される機関にそうしたセンシティブな問題を扱わせることにある。また、大日本帝国憲法下において、摂政の設置を決定するのが皇族会議及び枢密院であったことに鑑みれば(旧典範 19 条 2 項)、現行の皇室会議はその機能を一部引き継いだ機関として見るができる。そうした組織構成及び由来に鑑みれば、政治判断とは一線を画する国家的議論を行うに適した「場」といえる。国会に代わり、その構成員により日頃より天皇制についての議論を行わせることは意義のあることといえないだろうか。

もちろん、皇室会議に与えられた権限は事実認定のみであって、制度の企画立案ではないし、皇室典範の定める行為以外の権限行使は明文で禁じられている(皇室典範 37 条)。ただ、この点、内廷費及び皇族費の増額基準に関して、皇室経済会議の議員及び当時の総理府総務長官を加えた懇談会が 1968 年に開催された例を想起すべきであろう。皇室経済法も皇室典範 37 条を準用しており、皇室経済会議に一般的な基準を策定する権限はないものの、皇室費用の審議にあたる皇室経済会議の構成員から意見を聞くことが適切であるとの判断から非公式の懇談会が開催された経緯がある⁴⁸⁾。もちろん、より適切な機関が置かれることは否定しないが、当面、過去の先例に倣い皇室会議の懇談会を適宜開催することが現実的ではないか。少なくとも国事に関する重要事項を、審議会行政の典型的手法で一般行政事務と同じように処理するよりは数段ましな手法である。なお、その場合、宮内庁長官を皇室会議の議員とすることは、宮内大臣の地位を継承するような意義を有するので適切ではなく⁴⁹⁾、事務方として参加させるに止めて、代わりに内閣官房長官又はその他の国务大臣をもって充てるべきであろう。

そうした場での議論を受けて、国会で審議をし、国民世論を喚起する。これがかつての典憲体制を一元化した現行憲法下における皇室立憲主義の一つの姿であろう。

47) 第 91 回帝国議会衆皇室典範案委員会議録 第 4 回(昭和 21 年 12 月 11 日) 27 頁〔金森国务大臣答弁〕。

48) 第 61 回国会参内閣委員会会議録 20 号(昭和 44 年 6 月 12 日) 4-7 頁〔瓜生宮内庁次長答弁〕。

49) 第 91 帝国議会貴皇室典範案特別委員会議事速記録 6 号(昭和 21 年 12 月 22 日) 6 頁〔宮澤俊義議員発言〕 6 頁参照。

**How to Establish the Constitutional System
of the Abdication of the Emperor? :
From the Perspectives
of the Comparative Constitutional Studies.**

Junta OKADA

This article analyzes the legal meanings of the recent abdication of the Japanese Emperor and the difficulties of establishing those systems from the perspectives of comparative constitutional studies. First, describing the situations and systems of abdications of the present-day monarchical countries and the history of the abdication of the Japanese Emperors, we would consider the reason why the Meiji Constitution did not have the provisions of the abdication of the Emperor, and the way to establish the provisions of that issue today from the viewpoint of the legal structure. Second, we would study various legal systems or conditions of the abdication in the monarchical countries-dictator regime or constitutional one, present and the past etc. Then this article might show the picture of the constitutionally proper systems of the abdication of the Emperor in Japan. “Imperial System without the Emperor” should be the starting point of the constitutional discussions over that issue.